

福井市湊小学校

いじめ防止基本方針（行動計画）



いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

－福井県いじめ防止基本方針より－

福井市湊小学校

平成26年4月1日 策定
令和 7年4月1日 改訂

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 湊小学校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 湊小学校は、すべての児童が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 湊小学校は、すべての児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、県市、県市教育委員会、家庭、児童相談所・民生委員・児童委員等と連携して、いじめの防止策の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

- (1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育を行います。
 - ① ほめて伸ばす教育を実践します。児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。
 - ② 人権教育を推進します。人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。
 - ③ 体験活動を推進します。集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。
 - ④ 道徳教育を推進します。「特別の教科道徳」を要として、全教育活動を通して、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。
- (2) 学校評価に位置づけます。

いじめ防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等の実施等）に係わる項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止等の取組の改善に努めます。

(3) すべての児童が安全・安心に学校生活をおくることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり（魅力ある学校づくり）を進めることで、いじめの未然防止に努めます。

① すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を図り、わかる・できる授業づくりを進めます。そのために、学習ルールの定着を図り、学び合いを取り入れた授業改善を進めます。

② 公開授業週間を学期に1回ずつ設け、教職員が互いの授業を参観し合います。(6月、11月)

③ 学校生活の場における基本的生活習慣の定着を図り、ふり返りの場を設定します。

最重点指導事項 ア 元気に挨拶をする。

イ 時間を守って行動する。

ウ 正しい言葉づかいをする。

エ まじめに掃除をする。

④ 心に響く道徳の授業を実践します。道徳的指導の一覧表を基に体験や活動に関連させます。

⑤ 教職員の資質向上のために校内研修を行います。

⑥ 光陽中校区の小中との交流、湊小校区の6つの保育園・幼稚園との交流、さらに地域との交流を図り、自己有用感を育成します。

⑦ 家庭教育スタンダードを基に家庭での生活・学習習慣の確率を図ります。

⑧ インターネットや携帯電話等に関する指導をします。インターネットや携帯電話等で行われるいじめを未然に防ぐため、効果的に対処できるよう、必要な啓発活動を行います。特にインターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

⑨ 特に配慮が必要な児童への支援、指導を行います。

○ 発達障害等の障害のある児童

○ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童

○ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

○ 紛争地域より避難してきている児童

(4) いじめの早期発見に努めます。

① 暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」の場合は、速やかに止めることを最優先します。

② 定期的ないじめ調査を行います。

③ 定期的に個人面談を行います。(年2回 6月、11月に担任。スクール

カウンセラーが年1、2回行う。)

- ④ 保護者懇談会に、保護者とスクールカウンセラーとの相談会を設けます。
- ⑤ 児童の気になる変化が見られたり、遊びやふざけなどのようにも見える気になる行為があったりした場合、記録を取り、終礼において報告し、全教職員で共有します。その記録を生徒指導主事が保管します。＊5W1Hを記載
- ⑥ 家庭や地域との連携を図ります。家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対処に努めます。

いじめとして対応すべき事案か否かについては、「いじめ防止対策委員会」が判断し、いじめとして対応すべき事案についての対応は「いじめ対応サポート班」により以下の通りとします。

- ① 当該児童から、担任とともに班員が聞き取り調査を行います。
- ② 聞き取り調査結果を委員会に報告し、その対応について報告し、その対応策について協議します。その結果を全教職員に報告します。
- ③ 当該児童の保護者に事案と対応策について報告し、理解と協力をお願いします。
- ④ 当該児童のケアを行います。
- ⑤ 外部人材の活用と関係機関との連携を諮ります。必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

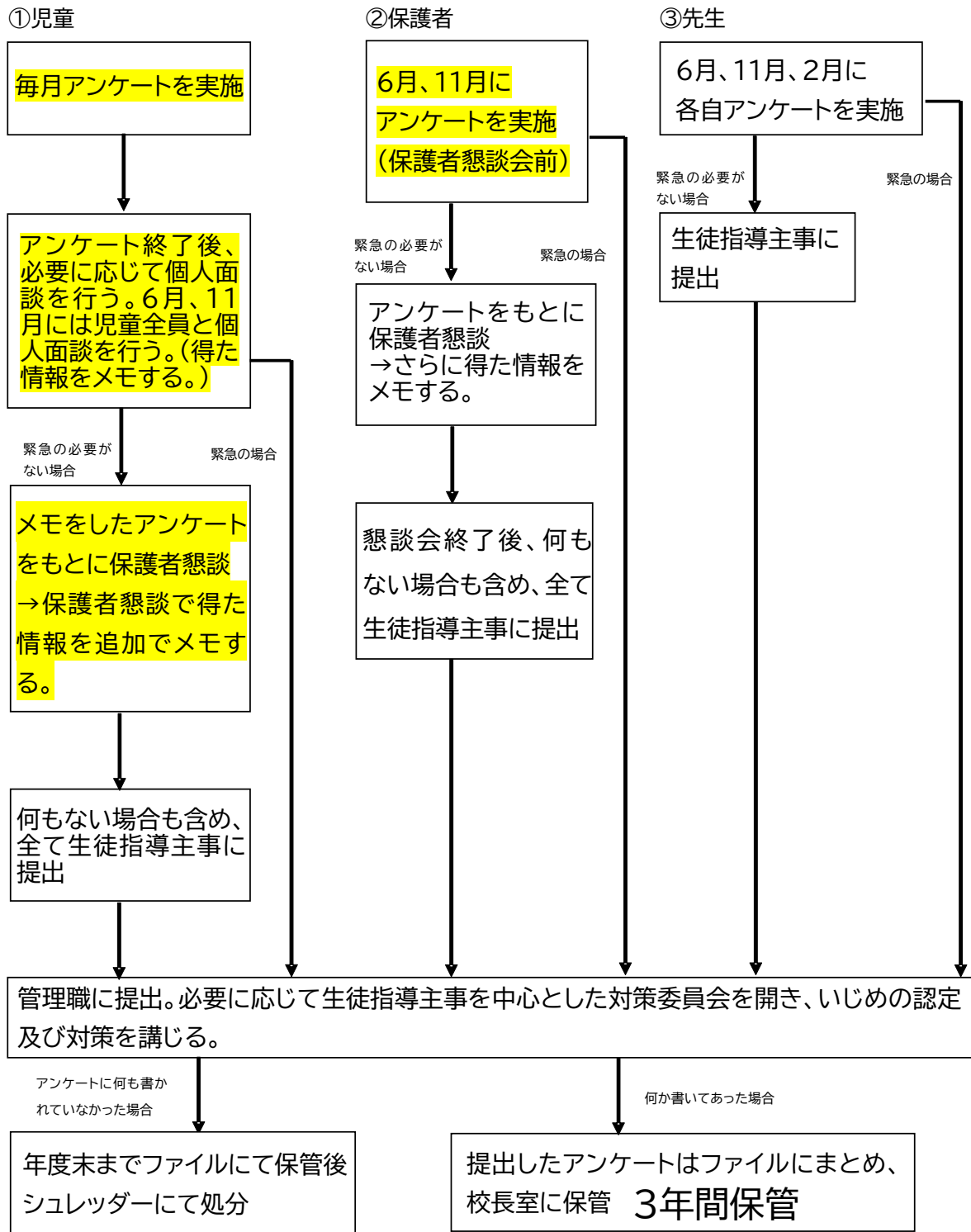
- ① いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間(3か月を目安)を経過していること。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ① 重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。
- ② 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ③ 市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

〈いじめアンケートの取り扱い、流れ〉



4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・学校におけるいじめ問題への取組の点検

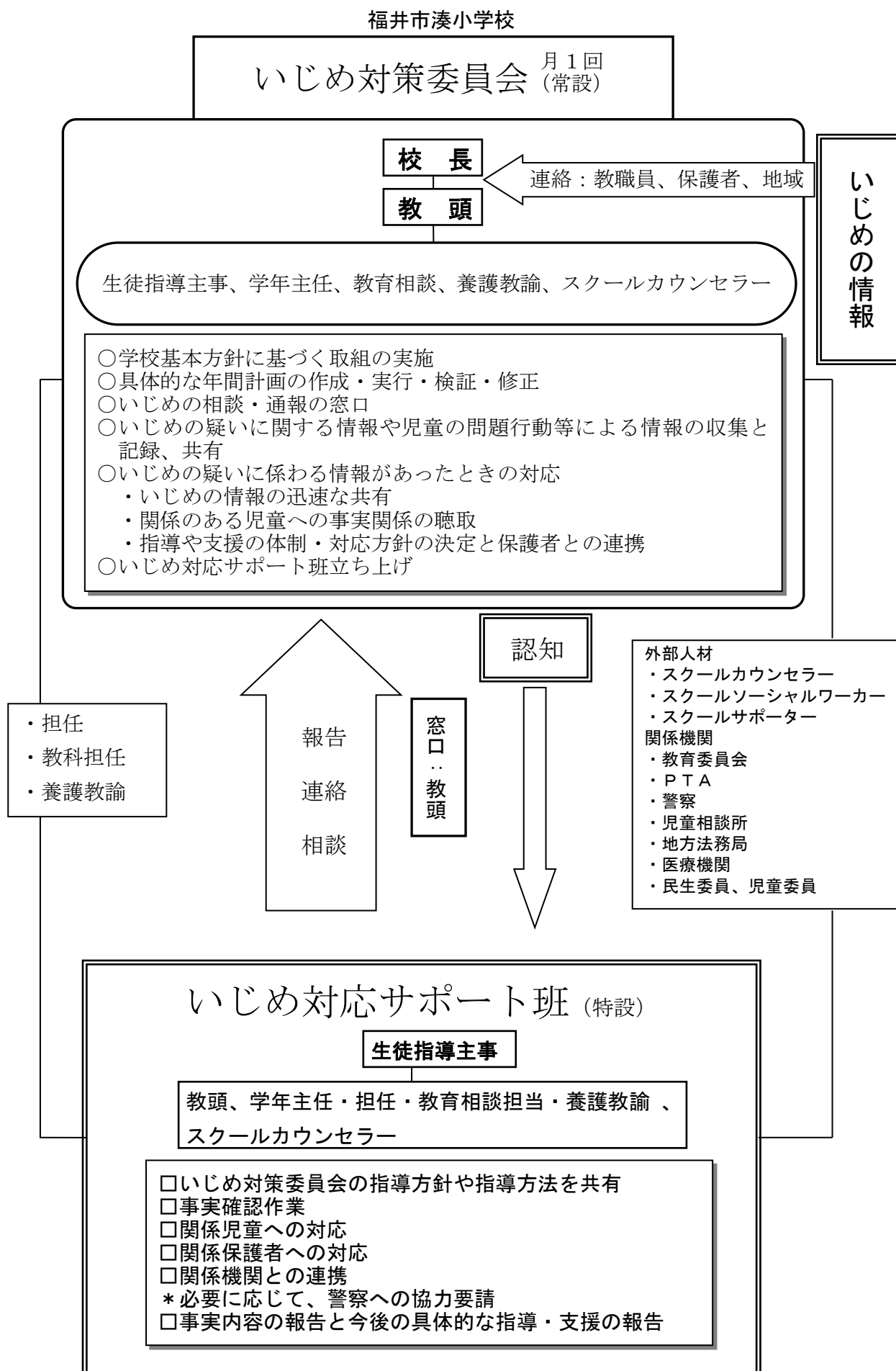
(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図



5 【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・読書指導 1年間全体の人権教育、道徳や読書活動の計画を作成確認 いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	学級開き ・学校が楽しい、学級が楽しい ・自己存在感を高めながら絆づくり ・「仲間のために何ができるのか、自発的な思いや行動」がわき起こる リーダーの意識をもつ ・集団登校の班長としての役割認識 ・なかよしグループの計画作成 集団登校、なかよしグループ立ち上げ ・お互いの存在を認め合う ・絆づくり					
5月	P T A総会 ・基本方針の公表 いじめ対策委員会 ・毎月のアンケート調査等をもとに、定期的に状況把握	なかよしグループ（縦割り活動） ・縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり スクールカウンセラーとの個人面談 町探検					
6月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導 授業研究 ・授業改善 ・学習規律 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施、全員が公開	スクールカウンセラーとの個人面談 いじめアンケート調査 ・自己チェック・保護者アンケート ・教職員アンケート ・学級、なかよしグループ、集団登校、放課後の様子 学級担任が記入内容を点検 ・いじめ、暴力行為のサインや気がかりな記述をいち早く把握 学級担任による個別面談 宿泊学習					

〔7～9月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	保護者会 ・ 情報や意見収集 いじめ対策委員会 ・ 定期的に状況把握 授業研究 取組評価アンケート分析 ・ 同じ項目で ・ 未然防止に生かす	スクールカウンセラーとの個人面談 なかよしグループ（縦割り活動） ・ 縦割り遊び ・ 自主的な活動 ・ 絆づくり					
8月	いじめ対策委員会 ・ 取組評価アンケートの分析等をもとにした振り返り ・ 2学期に向けて ↓ 職員会議 ・ 重点事項確認 いじめに関する校内研修会 ・ 1学期の反省 ・ 夏休み明けからの取組み ・ 教員の意識点検	家庭での読書 ・ 親子読書等					
9月	情報発信 ・ 4～7月を振り返って ・ 夏休み以降の取組等 ↓ 通信等で 授業研究 いじめ対策委員会 ・ 定期的に状況把握	体育大会に向けた縦割り活動 ・ 絆を強める ・ 種目練習 親子奉仕活動（早朝除草等） ・ 体験的な活動 ・ 親子の絆づくり					

〔10～12月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	体育大会 家庭での読書 ・親子読書等 なかよしグループ（縦割り活動） ・縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり 町探検 保 幼 交 流 修 学 旅 行					
11月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 人権教育・人権週間 に関する校内研修会	スクールカウンセラーとのエンカウンター いじめアンケート調査 ・自己チェック ・保護者アンケート ・教職員アンケート ・学級、なかよしグループ、集団登校、放課後の様子 学級担任が記入内容を点検 ・いじめ、暴力行為のサインや気がかりな記述をいち早く把握 学級担任による個別面談					
12月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 保護者会 ・情報、意見収集	スクールカウンセラーとのエンカウンター 人権週間の取組 ・人権集会 ・人権作文発表会 ・全校公開道徳 ・委員会全校放送 ありがとうボランティアさん会 ・地域との絆づくり					

〔1～3月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ対策委員会 ・9～12月の振り返り ・年度まとめに向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認	スクールカウンセラーとのエンカウンター なかよしグループ（縦割り活動） ・縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり 高齢者交流会 ・老人との絆づくり					
2月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	いじめアンケート調査 ・自己チェック ・学級、なかよしグループ、集団登校、放課後の様子 学級担任が記入内容を点検 ・いじめ、暴力行為のサインや気がかりな記述をいち早く把握 わくわく交流デー 縦割りお別れ会（6年生を送る会） ・感謝の心 ・次の学年の自覚					
3月	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画見直し ↓ 職員会議 ・課題確認 ・計画確認 情報発信 ・いじめアンケート結果 ・来年度の取組み等	校内奉仕活動 ・学校、地域に感謝して					

6 教職員のいじめに対する覚悟

いじめのきっかけは、どこにでもあるようなトラブルであり、そうした些細な行為を深刻なものにエスカレートさせないために、湊小では組織の面と、児童の社会性の向上という面からいじめに対する基本方針を策定し、いじめをなくす取組を行っている。

教育とはそもそも予防の営みである。日々の授業や教育活動の場面で学校教育のもつ本来の力が発揮されれば、それこそが「未然防止」にほかならない。

私たちは児童・生徒を一番に考え奉職しているという誇りにかけて、全教職員で真正面からいじめ問題に取り組む覚悟である。